

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	南相馬市

## 南相馬市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 南相馬市経済部農政課  
所在地 福島県南相馬市小高区本町2-7  
8  
電話番号 0244-44-6802  
FAX番号 0244-44-6047  
メールアドレス [nosei@city.minamisoma.lg.jp](mailto:nosei@city.minamisoma.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、アライグマ、 ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	南相馬市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲（食用米）	278千円 125a
	水稲（飼料用米）	454千円 1,148a
	いも類	140千円 10a
	野菜	463千円 33a
	ネギ	113千円 30a
	うど	350千円 3a
	果樹（梅）	666千円 150a
	飼料作物	231千円 50a
	デントコーン	231千円 50a
	計	2,232千円 1,516a
ニホンザル	水稲（食用米）	48千円 9a
	水稲（飼料用米）	11千円 9a
	野菜	537千円 72a
	玉ねぎ	15千円 10a
	カボチャ	22千円 12a
	その他	500千円 50a
	麦類（小麦）	100千円 200a
	豆類	19千円 3a
	大豆	4千円 1a
	小豆	15千円 2a
	飼料作物	231千円 50a
デントコーン	231千円 50a	
計	946千円 343a	
カラス	野菜	143千円 5a
	ブロッコリー	143千円 5a
計	143千円 5a	

アライグマ	果樹、野菜	0千円	0 a
	計	0千円	0 a
ハクビシン	果樹、野菜、いも類	276千円	24 a
	計	276千円	24 a
タヌキ	果樹、野菜	0千円	0 a
	計	0千円	0 a
合計		3,599千円	1,889 a

※被害数値について、イノシシ及びニホンザルの水稲の被害数値は福島県農業共済組合相馬支所への聞きとりによる。

その他の被害数値は、農業者へのアンケート調査に基づくもの。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

① イノシシ	水稲以外にも、住民からの被害報告により、野菜・果樹等の様々な品目で被害が確認されており、旧避難指示区域を中心に農地や法面への掘り返し等の被害が広範囲に亘って確認されている。
② ニホンザル	市内で17群、1,300頭が確認されており遊動域は市東部まで及ぶなど拡大傾向にある。住民からの報告により水稲・野菜・果樹等の様々な品目で被害が確認されている。
③ カラス	市内で生活環境被害（ゴミ集積場のゴミ荒らし、テレビアンテナへの破損被害等）が報告されており、今後も生活環境被害の拡大の恐れがある。また、市内全域において、ブロッコリーや水稲（直播）などを中心に農作物の被害が確認されている。
④ アライグマ、ハクビシン、タヌキ	特に旧避難指示区域において、住宅地への侵入などが多くみられ、生活環境被害が確認されている。 また、住民からの報告により野菜・果樹等で被害が確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	水稲 733千円 1,273 a	513千円 891 a
	いも類 140千円 10 a	98千円 7 a

	野菜 463千円 33a	324千円 23a
	果樹(梅) 666千円 150a	466千円 105a
	飼料作物(デントコーン) 231千円 50a	161千円 35a
	2,233千円 1,516a	1,562千円 1,061a
ニホンザル	水稻 60千円 19a	42千円 13a
	野菜 537千円 72a	375千円 50a
	麦類(小麦) 100千円 200a	70千円 140a
	豆類 19千円 3a	13千円 2a
	飼料作物(デントコーン) 231千円 50a	161千円 35a
	947千円 344a	661千円 240a
カラス	野菜 143千円 5a	100千円 3a
	143千円 5a	100千円 3a
アライグマ	果樹、野菜 0千円 0a	0千円 0a
	0千円 0a	0千円 0a
ハクビシン	果樹、野菜、いも類 276千円 24a	193千円 16a
	276千円 24a	193千円 16a
タヌキ	果樹、野菜 0千円 0a	0千円 0a
	0千円 0a	0千円 0a
計	3,599千円 1,889a	2,517千円 1,320a

※現状の被害数値から3年間で30%減少させることとする。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシや小動物であるアライグマなどの有害鳥獣の捕獲は、南相馬市有害鳥獣捕獲隊の編成、鳥獣捕獲専任員の増員を行い、銃やわなにより捕獲を行っている。</li> <li>・ニホンザルについては、被害の著しい地域においては、定期的な巡回、追い払い、捕獲などを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者の高齢化・減少により、捕獲隊の編成が困難な状況となってきたため、狩猟者の育成・確保が急務となっている。</li> <li>・人慣れしたサルの追い払いや捕獲が難しい。</li> <li>・集落ぐるみの野生鳥獣を寄せ付けない活動の普及・啓発が必要である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラスについては、銃による捕獲やロケット花火による威嚇を行っている。</li> </ul>	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県営農再開支援事業を活用し、出荷販売を目的とした農業者にはほ場単位で電気柵の無償貸与、被害の多い集落には広範囲にわたる防護柵の設置を推進している。</li> <li>・自家消費を目的とした農業者（家庭菜園含む）は、防護柵購入経費の一部を助成し、設置を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の管理が不十分なため、効果が一時的なものとなっている。</li> <li>・農家個々での対応に加え、地域ぐるみで被害軽減に向けた対策が求められる。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑木等の刈払い、緩衝帯の設置に要する経費を助成し、地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組実施の推進を行っている。</li> <li>・鳥獣被害防止に関する知識習得のため、地域での勉強会を開催している。</li> <li>・旧避難指示区域において放任果樹伐採を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑木等の刈払いの実施実績数が未だ少なく、住民の意識として「追払いもしくは捕獲」が先立っているため、環境整備の重要性の啓発が必要である。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、予防策として電気柵設置の普及を図るとともに、南相馬市有害鳥獣捕獲隊・鳥獣捕獲専任員と連携し、わなを増やすなど捕獲圧の強化に努める。また、イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。</li> <li>・ニホンザルについては、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画に基づき適切な個体数調整を図りながら、多頭捕獲の実施など、捕獲圧の強化に</li> </ul>
--

努める。

- ・カラスについては、許可捕獲による対応を継続させる。
- ・アライグマ、ハクビシン、タヌキについては、南相馬市有害鳥獣捕獲隊・鳥獣捕獲専任員と連携し、わなを増やすなど捕獲圧の強化に努める。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐため、侵入防止柵の整備等と放任果樹の伐採等による環境整備活動を実施し、被害を受けにくい地域づくりに取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会小高支部、鹿島支部、原町支部からの推薦を受け、南相馬市長が捕獲隊員を委嘱し編成する有害鳥獣捕獲隊、及び鳥獣捕獲専任員を配置し、わなの設置・巡回を行いつつ、住民からの被害相談を受けた際は、出動する体制となっている。

今後は、住民から寄せられた鳥獣の目撃(痕跡含む)情報を、有害鳥獣ハザードマップ(GIS)に反映させ、鳥獣の行動域の把握に努めることで、より捕獲に適切な場所へとわなを設置し、捕獲数の増加を図る。併せて、鳥獣捕獲専任員を増員し、捕獲圧の強化に努める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンザル カラス アライグマ ハクビシン タヌキ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等の開催による連携の強化 ・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補助 ・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して啓発活動

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の目撃（痕跡含む）情報収集、有害鳥獣ハザードマップ（GIS）の入力</li> <li>・生息状況及び被害状況調査の実施</li> <li>・有害鳥獣捕獲実施隊設置準備</li> <li>・隣接市町村との広域連携活動の実施</li> </ul>
令和5年度	イノシシ ニホンザル カラス アライグマ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等による連携の強化</li> <li>・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補助</li> <li>・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して啓発活動</li> <li>・鳥獣の目撃（痕跡含む）情報収集、有害鳥獣ハザードマップ（GIS）の入力</li> <li>・生息状況及び被害状況調査の実施</li> <li>・有害鳥獣捕獲実施隊設置</li> <li>・隣接市町村との広域連携活動の実施</li> </ul>
令和6年度	イノシシ ニホンザル カラス アライグマ ハクビシン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等による連携の強化</li> <li>・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補助</li> <li>・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して啓発活動</li> <li>・鳥獣の目撃（痕跡含む）情報収集、有害鳥獣ハザードマップ（GIS）の入力</li> <li>・行政（農政課・有害鳥獣捕獲隊）と地域が連携し、目撃情報とGISの情報を活用とした、罠設置箇所所の検討を行う。</li> <li>・生息状況及び被害状況調査の実施</li> <li>・隣接市町村との広域連携活動の実施</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県ニホンザル管理計画、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 目標頭数400頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 目標頭数500頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 目標頭数600頭
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県ニホンザル管理計画、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 目標頭数240頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県ニホンザル管理計画、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 目標頭数200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県ニホンザル管理事業実施計画の基準による。 目標頭数180頭
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数80羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数80羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数80羽
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標頭数250頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標頭数250頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県アライグマ防除実施計画の基準による。 目標頭数250頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数200頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数1,000頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数1,000頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の基準による。 目標頭数1,000頭



(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
① 捕獲時期 地元猟友会との情報交換、協議を行いながら、農作物被害が多発する春季から秋季を中心に、捕獲を実施する。
② 捕獲方法 ・イノシシ 銃器、箱わな、くくりわな ・ニホンザル 銃器、箱わな、くくりわな ・カラス 銃器 ・アライグマ、ハクビシン、タヌキ 箱わな、くくりわな
③ 捕獲場所 人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
わなの設置が困難である山間部の農地に、イノシシやニホンザルが出没し、農作業者に被害が及ぶ恐れがある場合や農作物被害が拡大している場合ではライフルによる緊急的な捕獲が必要である。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	カワウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンザル	営農再開支援事業を活用し、防護柵を設置。 電気柵（2段を設置）設置延長160,000m 侵入防止柵（電気柵+金網柵）15,000m 複合柵（ネット柵+電気柵）15,000m 金網柵 7,500m	営農再開支援事業を活用し、防護柵を設置。 電気柵（2段を設置）設置延長200,000m 侵入防止柵（電気柵+金網柵）15,000m 複合柵（ネット柵+電気柵）15,000m 金網柵 7,500m	営農再開支援事業を活用し、防護柵を設置。 電気柵（2段を設置）設置延長200,000m 侵入防止柵（電気柵+金網柵）15,000m 複合柵（ネット柵+電気柵）15,000m 金網柵 7,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンザル	地域主体による点検及び周辺の草刈りを行う。なお、被害防止対策パッケージ実施体制整備支援事業を活用し、管理体制の強化を図る。	地域主体による点検及び周辺の草刈りを行う。なお、被害防止対策パッケージ実施体制整備支援事業を活用し、管理体制の強化を図る。	地域主体による点検及び周辺の草刈りを行う。なお、被害防止対策パッケージ実施体制整備支援事業を活用し、管理体制の強化を図る。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンザル イノシシ	・放任果樹伐採等の環境整備活動 ・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる追払い活動

	カラス アライグマ ハクビシ ン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止に関する講習会の開催</li> <li>・地域主体の対策モデル地区の設置</li> <li>・有害鳥獣ハザードマップ（GIS）を活用した効果的な捕獲活動の実施</li> </ul>
令和5年度	ニホンザ ル イノシシ カラス アライグマ ハクビシ ン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹伐採等の環境整備活動</li> <li>・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる追払い活動</li> <li>・鳥獣被害防止に関する講習会の開催</li> <li>・集落単位での雑木や雑草の刈払い等の環境整備活動</li> <li>・地域主体の対策モデル地区の設置</li> <li>・有害鳥獣ハザードマップ（GIS）を活用した効果的な捕獲活動の実施</li> </ul>
令和6年度	ニホンザ ル イノシシ カラス アライグマ ハクビシ ン タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹伐採等の環境整備活動</li> <li>・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる追払い活動</li> <li>・集落単位での雑木や雑草の刈払い等の環境整備活動</li> <li>・鳥獣被害防止に関する講習会の開催</li> <li>・地域主体の対策モデル地区の設置</li> <li>・有害鳥獣ハザードマップ（GIS）を活用した効果的な捕獲活動の実施</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南相馬市	被害状況の確認。捕獲隊への捕獲依頼。連絡、調整
相双地方振興局	情報の収集及び提供
南相馬警察署	住民への注意喚起、交通規制等
南相馬市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の追い払い及び捕獲活動の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

相双地方振興局（情報収集）→情報提供→各関係機関  
 地域住民→通報→南相馬警察署 → → → →注意喚起、交通規制等  
 南相馬市（各関係機関との連絡、調整）→捕獲依頼→  
 捕獲隊

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自己所有地等での埋設、又は処理施設で焼却処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面の間、食品としての利用は困難
ペットフード	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示が出されており、当面の間、ペットフードとしての利用は困難
皮革	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の指示が出されており、当面の間、皮革としての利用は困難
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	協定に基づき、ヒトにおける内部被ばく物質の推定及び安全基準の設定に係る研究のため、代謝や臓器の構造がほぼヒトと等しいニホンザルについて、東北大学へ検体提供。

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし



- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南相馬市有害鳥獣捕獲隊員を中心に、鳥獣被害対策実施隊を組織することを検討している。

<設置予定時期>

R4年 計画作成立案、関係機関への周知・協議、実施隊要綱作成

R5年 実施隊設置・稼働

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。